

総務委員会 報告資料

令和2年1月20日

報告事項件名	頁
1 オランダ王国との共生社会ホストタウンの登録申請について・・・・・・・・	2
2 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 の一部改正について・・・・・・・・	4
3 ホームページリニューアルほか各種デジタルツールの検討状況について・・・	10
4 足立区政に関する世論調査結果（速報）について・・・・・・・・	12

（ 政策経営部 ）

総務委員会報告資料

令和2年1月20日

件名	オランダ王国との共生社会ホストタウンの登録申請について
所管部課名	政策経営部 経営戦略推進担当課
内容	共生社会の醸成を目指した取組みをさらに加速し、区のレガシーとして遺していくことを目的とした、オランダ王国との共生社会ホストタウン登録申請について報告する。 1 これまでの経緯 ・ 2017年 オランダオリンピック委員会・スポーツ連合（NOC*NSF）との連携事業を開始 ・ 2019年9月 2020年以降のオランダ王国との連携などを検討した結果、ホストタウン登録申請を決定 ・ 2019年10月31日 ホストタウン登録認定 2 共生社会ホストタウン申請の背景 現在、国では共生社会ホストタウンをより推進（登録数を増加）していく方針である。 足立区で実施しているオランダ連携事業は、共生社会ホストタウンとしての要件を十分満たしているので、内閣官房より申請してほしいとの要請があった。 3 オランダ王国との活動 ・ 2017年より始めたオランダ王国との連携事業を2020年末まで継続して実施する。 ・ 2020年中に障がい者のスポーツ普及の取組みである「あだちスポーツコンシェルジュ」を開始する。 ・ 2020年8月にオランダ王国のヨハン・クライフ財団と連携して「スペシャル・クライフコート」を総合スポーツセンター敷地内にオープンする予定である。 4 共生社会ホストタウン登録に関する区の方針 足立区としてオランダ王国と共生社会ホストタウンに登録することにより、区内外に共生社会を目指すことを広く宣言する。

	5 今後の予定 (1) 内閣官房に共生社会ホストタウンの登録申請（令和2年1月末） (2) 共生社会ホストタウンの認定（令和2年3月予定） 【参考】 1 共生社会ホストタウンとは パラリンピアンを受け入れを契機に、各地における共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインのまちづくりを加速し、2020年以降に繋げていくもの。 共生社会ホストタウンの増加を目的とした、相手国への市民の訪問、相手国からの選手等の招聘、交流イベントの開催、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーに関する調査、通訳、コーディネーター謝金等の国の補助（1,000万円）の新設が令和2年より予定されている。 2 23区の共生社会ホストタウン登録状況（参考） <table><tr><th>自治体名</th><th>相手国</th><th>取組概要</th></tr><tr><td>世田谷区</td><td>アメリカ</td><td>パラリンピアンとの交流による障がい理解の促進、アメリカの先進的なバリアフリー社会づくり（ADA法）の取組みを学ぶ。</td></tr><tr><td>江戸川区</td><td>オランダ</td><td>パラスポーツ先進国であるオランダとの連携事業や、これまでのまちづくりで培った障がい者団体とのネットワークなどを活用して、障がい理解を深め、障がい者の社会参加を促進する。</td></tr></table> ※全国の共生社会ホストタウン登録自治体数 65件（令和元年12月現在）	自治体名	相手国	取組概要	世田谷区	アメリカ	パラリンピアンとの交流による障がい理解の促進、アメリカの先進的なバリアフリー社会づくり（ADA法）の取組みを学ぶ。	江戸川区	オランダ	パラスポーツ先進国であるオランダとの連携事業や、これまでのまちづくりで培った障がい者団体とのネットワークなどを活用して、障がい理解を深め、障がい者の社会参加を促進する。
自治体名	相手国	取組概要								
世田谷区	アメリカ	パラリンピアンとの交流による障がい理解の促進、アメリカの先進的なバリアフリー社会づくり（ADA法）の取組みを学ぶ。								
江戸川区	オランダ	パラスポーツ先進国であるオランダとの連携事業や、これまでのまちづくりで培った障がい者団体とのネットワークなどを活用して、障がい理解を深め、障がい者の社会参加を促進する。								
問題点 今後の方針	・ 国の共生社会ホストタウンを対象とした補助事業について、積極的に活用するよう検討していく。 ・ 2020年以降のオランダ王国との連携について、オランダオリンピック委員会・スポーツ連合（NOC*NSF）及びオランダ大使館と調整していく。									

総務委員会報告資料

令和2年1月20日

件名	足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正について
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課 高齢者施策推進室 高齢福祉課 障がい福祉推進室 障がい福祉課
内容	足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴い、個人番号を利用する事務等を削除する必要があるため、規則を一部改正したので報告する。 1 規則の名称 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 2 改正理由 (1) 「足立区日常生活用具給付等事業実施要綱」及び「足立区身体障がい者用三輪自転車購入費助成要綱」の見直しに伴い、本規則から「身体障がい者に対する身体障がい者用三輪自転車の購入費用の助成に関する事務」等を削除するため。 (2) 主務省令の改正に伴い、本規則から「老人福祉法による福祉の措置に関する事務及び費用の徴収に関する事務及び特定個人情報」より地方税関係情報に関するものを削除するため。 3 改正内容 別紙新旧対照表のとおり 4 施行期日 令和元年12月23日 5 予算措置 この規則改正により予算措置をする必要はない。
問題点 今後の方針	

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 新旧対照表（抄）

改正前	改正後
（別表第１に定める身体障がい者に対する身体障がい者用三輪自転車購入費用の助成に関する事務） 第12条 条例別表第１の11の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 （１）身体障がい者用三輪自転車購入費助成（身体障がいのため一般用三輪自転車を利用できない者に対して、身体障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、身体障がい者用三輪自転車を購入する費用の一部を助成することをいう。以下同じ。）申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務 （２）身体障がい者用三輪自転車購入費助成に関する事務 （３）身体障がい者用三輪自転車購入費助成認定資格者に関する異動届の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 （略）	<u>削除</u> <u>第12条 削除</u> （改正前第１３条から第４１条を１条ずつ繰り上げ） （改正前第１３条から第１９条における「条例別表第１の□の項」の□部分の数字を１つつ繰り上げ） （略）

改 正 前	改 正 後
(別表第2に定める身体障がい者に対する身体障がい者用三輪自転車購入費用の助成に関する事務及び利用する特定個人情報) 第42条 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 身体障がい者用三輪自転車購入費助成申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 身体障がい者用三輪自転車購入費助成に関する事務 (3) 身体障がい者用三輪自転車購入費助成認定資格者に関する異動届の受理、それらの届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 条例別表第2の23の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者用三輪自転車購入費助成に係る申請又は届出をする障がい者に係る住民票記載事項関係情報 (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者用三輪自転車購入費助成に係る申請又は届出をする障がい者に係る区市町村民税関係情報 (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者用三輪自転車購入費助成に係る申請又は届出をする障がい者に係る身体障害者手帳に記載された障害者関係情報 (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者用三輪自転車購入費助成に係る申請又は届出をする障がい者に係る生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報	<u>削除</u> <u>第42条 削除</u>

改正前	改正後
(5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者用三輪自転車購入費助成に係る申請又は届出をする障がい者に係る外国人生活保護開始、変更、停止及び廃止関係情報 (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 身体障がい者用三輪自転車購入費助成に係る申請又は届出をする障がい者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報 (略) (別表第2に定める老人福祉法による福祉の措置に関する事務及び利用する特定個人情報) 第51条 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める事務は、老人福祉法第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する事務とする。 2 条例別表第2の32の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 前項の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る区市町村税関係情報	<u>(改正前第43条から第66条を2条ずつ繰り上げ)</u> <u>(改正前第43条から第66条における「条例別表第2の□の項」の□部分の数字を1つつ繰り上げ)</u> (略) (別表第2に定める老人福祉法による福祉の措置に関する事務及び利用する特定個人情報) 第49条 条例別表第2の<u>31</u>の項に規定する規則で定める事務は、老人福祉法第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する事務とする。 2 条例別表第2の<u>31</u>の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。 <u>(1) 削除</u>

改 正 前	改 正 後
(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 前項の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 前項の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報 (別表第2に定める老人福祉法による費用の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報) 第52条 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める事務は、老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務とする。 2 条例別表第2の33の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの 老人福祉法第10条の4若しくは第11条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者（以下「被措置者等」という。）に係る区市町村民税関係情報 (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 被措置者等に係る外国人生活保護実施関係情報 (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 被措置者等に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報	<u>(1)</u> 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 前項の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 <u>(2)</u> 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 前項の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報 (別表第2に定める老人福祉法による費用の徴収に関する事務及び利用する特定個人情報) <u>第50条</u> 条例別表第2の <u>32</u> の項に規定する規則で定める事務は、老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務とする 2 条例別表第2の <u>32</u> の項に規定する規則で定める次の各号に掲げる特定個人情報は、当該各号に定めるとおりとする。 <u>(1) 削除</u> <u>(1)</u> 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの <u>老人福祉法第10条の4若しくは第11条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者（以下「被措置者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報</u> <u>(2)</u> 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 被措置者等に係る中国残留邦人等支援給付支給関係情報

改正前	改正後
(略)	(略)
付 則 (略)	付 則 (略) <u>付 則 (令和元年 12 月 23 日規則第 50 号)</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>

総務委員会報告資料

令和2年1月20日

件名	ホームページリニューアルほか各種デジタルツールの検討状況について
所管部課名	広報室 報道広報課
内容	報道広報課で担当しているホームページリニューアルの進捗及び検討を進めている各種デジタルツールの検討状況について報告する。 1 新ホームページの公開について ホームページリニューアルの公開日を以下のとおり決定した。 (1) 公開予定日 令和2年3月1日(日) (2) 今後の作業スケジュール ～2月上旬 職員研修(開発コンセプト、新機能説明など) 公開サーバーセットアップ ～2月中旬 データ移行 3月1日(日) 本番環境公開 2 スマートニュースとの連携について(新規報告) スマートフォン用アプリ「スマートニュース」に足立区チャンネルを開設し、区の情報を発信する。 (1) 開設予定日 令和2年4月1日(水) (2) 掲載コンテンツ 区公式ホームページと連動させ、イベント情報やニュースリリースなどの掲載を検討中。 (3) 費用 スマートニュースとの連携費用については無償である。 (4) RSSの対応 RSSとは、Webサイトの情報を配信するフォーマットのことである。 導入にあたり、現在のRSS1.0からRSS2.0(スマートニュース用)へバージョンアップする予定である。 RSS2.0の対応経費については、令和元年度の保守費用で対応する。



《参考：品川区公式チャンネル》

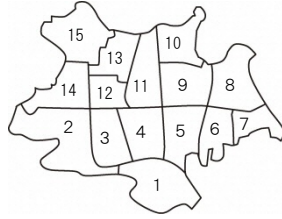
	3 公式アプリ「アダチさん」の終了について 平成28年度から投稿コンテンツやイベント時のデジタルスタンプラリーなどで活用し、一定の成果を上げてきた。 しかし、現状分析及び今後の費用対効果などを総合的に勘案し、2020年3月31日をもって運用を終了する。 (1) ランニングコスト(年額) 1,760,000円 (2) アプリダウンロード数(11月末現在) 12,706件 (内訳) iOS 8,421件 Android 4,285件 (3) 2019年度デジタルスタンプラリー参加人数 ア 千本桜まつり 376名(4/6～4/7) イ 光の祭典 369名(11/30～12/15現在) 4 LINE公式アカウントについて(新規報告) 現在、複数の代理店からサービス内容などのヒアリングを実施し、導入に向け検討している。 (1) 検討中の各種機能 ア プッシュ通知機能 区から情報を配信する機能。 イ AI(人工知能)機能 利用者とのやり取りの中で、自動学習しながら回答する機能。 ウ アプリ連携機能 トーク画面の下部にアプリメニューを表示し、タップすることでアプリを起動できる機能。 (2) 導入検討時期 2020年3月頃を目処に導入について検討する。導入する場合は、2020年度の早期にアカウントを開設できるよう調整していく。 《参考：渋谷区公式アカウント》
問題点 今後の方針	■ ホームページ及びスマートニュースについては、予定日に遅滞なく公開できるよう事業者と密に調整していく。 ■ 区で導入済のスマートフォン用アプリ(防災ナビ・ごみだしアプリ・ひとり親家庭応援アプリ)については、運用の方向性などを関係所管と協議を重ね、検討していく。 ■ LINE公式アカウントについては、サービス内容や機能面を慎重に検討しながら、導入に向けて前向きに検討していく。

総務委員会報告資料

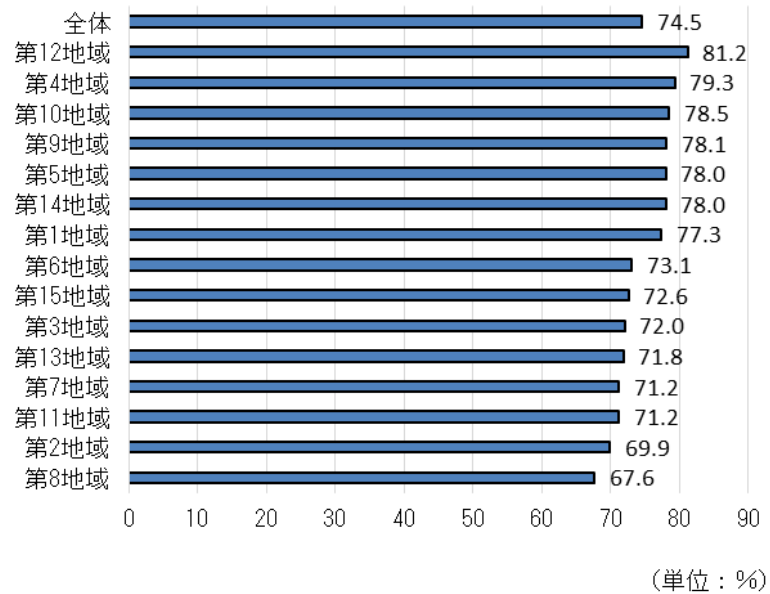
令和2年1月20日

件名	足立区政に関する世論調査結果（速報）について																																																
所管部課名	広報室 区政情報課																																																
内容	令和元年8月に実施した足立区政に関する世論調査について、集計結果の速報値を報告する。 1 調査概要 (1) 調査期間 令和元年8月1日～9月6日 (2) 調査方法 郵送配布郵送回収法 (3) 調査対象者 無作為抽出した20歳以上の区民3,000人 (4) 回収数 1,590票（回収率53.0% 前年比△2.5） (5) 調査項目 定住性／災害対策／洪水対策／情報発信のあり方／健康／スポーツ／ビューティフル・ウィンドウズ運動／環境・地域活動／孤立ゼロプロジェクト／協働・協創／区の取り組み ※詳細は、別添資料「単純集計表」のとおり 2 主な調査結果 (1) 区に対する気持ちなど【問50】 ① 区に対する気持ち 区に「誇りをもっている」、区を「人に勧めたい」が、前年度より3ポイント前後増加し、平成21年度調査開始から初めて、全項目で5割を超えた。 区に対する気持ち（経年の推移） <table><tr><th>年度</th><th>愛着をもっている (%)</th><th>誇りをもっている (%)</th><th>人に勧めたい (%)</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>67.0</td><td>34.8</td><td>32.6</td></tr><tr><td>22年度</td><td>64.7</td><td>29.8</td><td>29.1</td></tr><tr><td>23年度</td><td>71.2</td><td>37.0</td><td>34.6</td></tr><tr><td>24年度</td><td>71.1</td><td>40.0</td><td>35.9</td></tr><tr><td>25年度</td><td>73.7</td><td>45.2</td><td>42.6</td></tr><tr><td>26年度</td><td>76.5</td><td>49.4</td><td>46.7</td></tr><tr><td>27年度</td><td>74.5</td><td>48.8</td><td>45.4</td></tr><tr><td>28年度</td><td>75.4</td><td>51.4</td><td>48.0</td></tr><tr><td>29年度</td><td>74.2</td><td>49.2</td><td>47.6</td></tr><tr><td>30年度</td><td>74.7</td><td>49.7</td><td>48.2</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>74.5</td><td>52.6</td><td>51.8</td></tr></table>	年度	愛着をもっている (%)	誇りをもっている (%)	人に勧めたい (%)	平成21年度	67.0	34.8	32.6	22年度	64.7	29.8	29.1	23年度	71.2	37.0	34.6	24年度	71.1	40.0	35.9	25年度	73.7	45.2	42.6	26年度	76.5	49.4	46.7	27年度	74.5	48.8	45.4	28年度	75.4	51.4	48.0	29年度	74.2	49.2	47.6	30年度	74.7	49.7	48.2	令和元年度	74.5	52.6	51.8
年度	愛着をもっている (%)	誇りをもっている (%)	人に勧めたい (%)																																														
平成21年度	67.0	34.8	32.6																																														
22年度	64.7	29.8	29.1																																														
23年度	71.2	37.0	34.6																																														
24年度	71.1	40.0	35.9																																														
25年度	73.7	45.2	42.6																																														
26年度	76.5	49.4	46.7																																														
27年度	74.5	48.8	45.4																																														
28年度	75.4	51.4	48.0																																														
29年度	74.2	49.2	47.6																																														
30年度	74.7	49.7	48.2																																														
令和元年度	74.5	52.6	51.8																																														

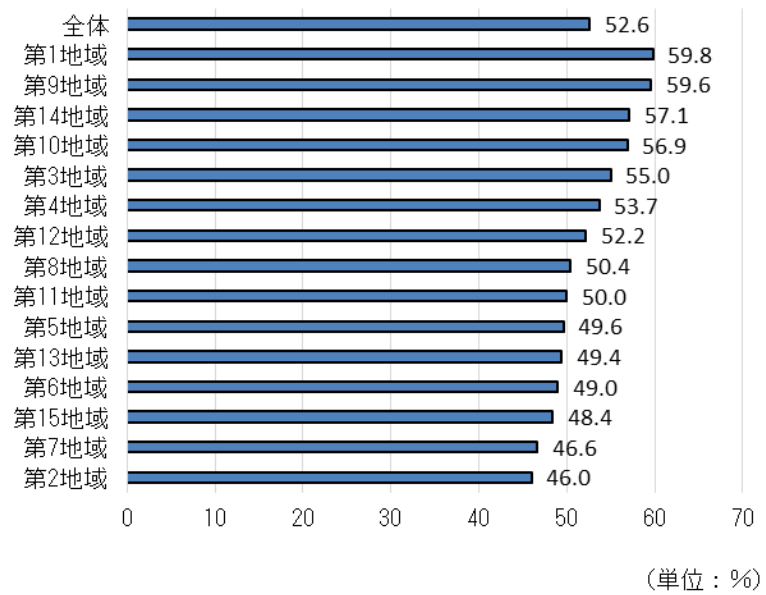
地域区分図



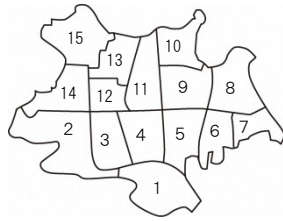
地域別／区に対する気持ち（愛着をもっている）



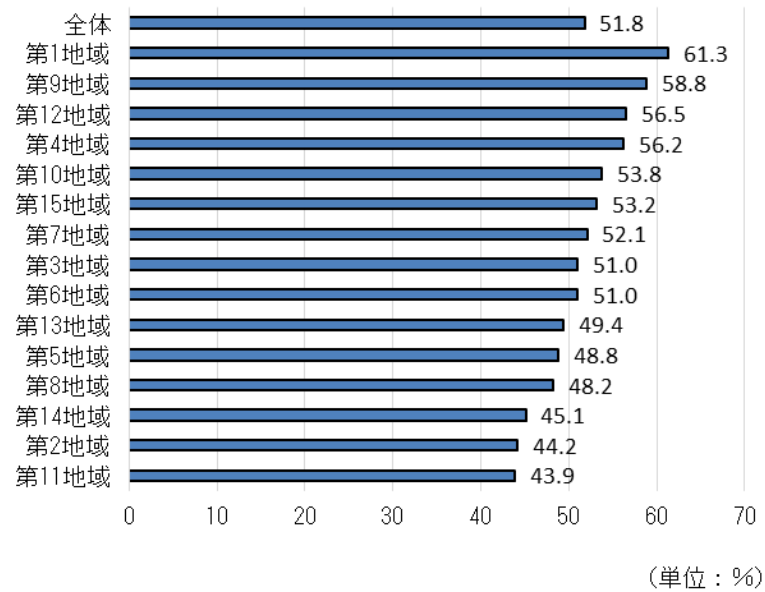
地域別／区に対する気持ち（誇りをもっている）



地域区分図

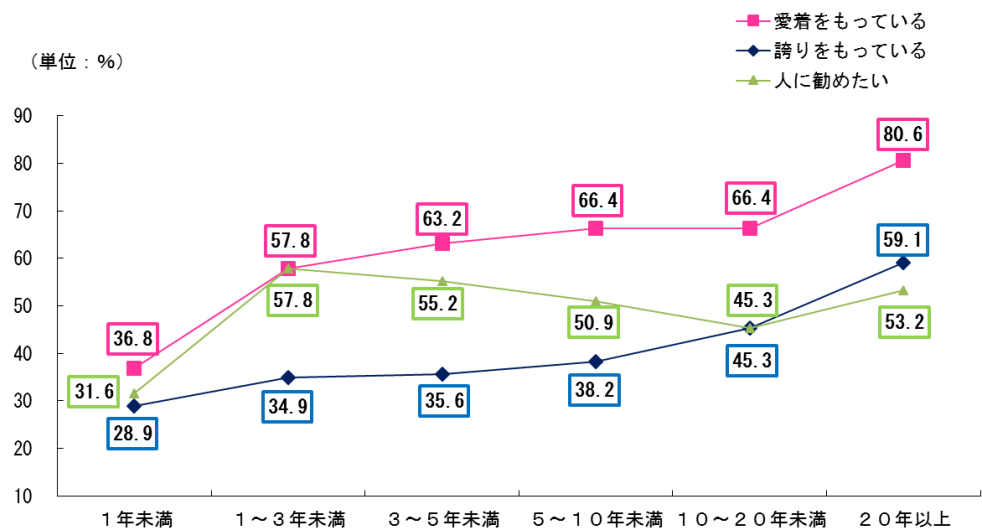


地域別／区に対する気持ち（人に勧めたい）



居住年数別

居住年数別／区に対する気持ち（愛着・誇り・人に勧めたい）



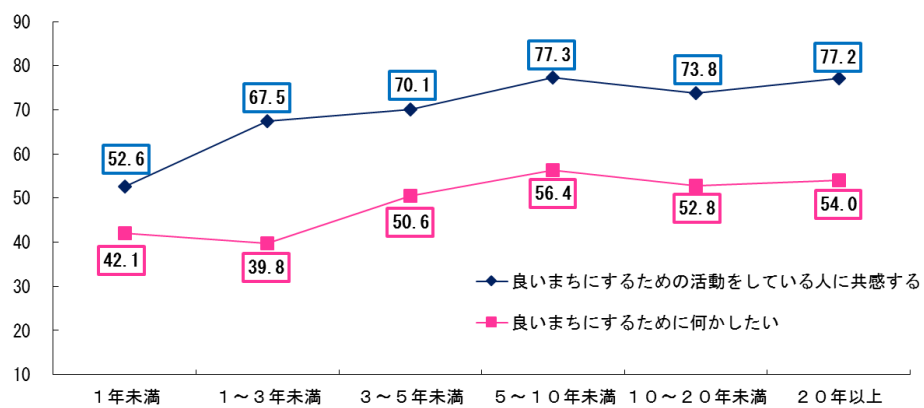
② 良いまちにするために

	令和元年度	30 年度
良いまちにするために何かしたい	52.8% (+0.5)	52.3%
良いまちにするための活動をしている人に共感する	75.3% (△0.4)	75.7%

居住年数別

居住年数別／区に対する気持ち
(良いまちにするために何かしたい・良いまちにするための活動をしている人に共感する)

(単位：%)

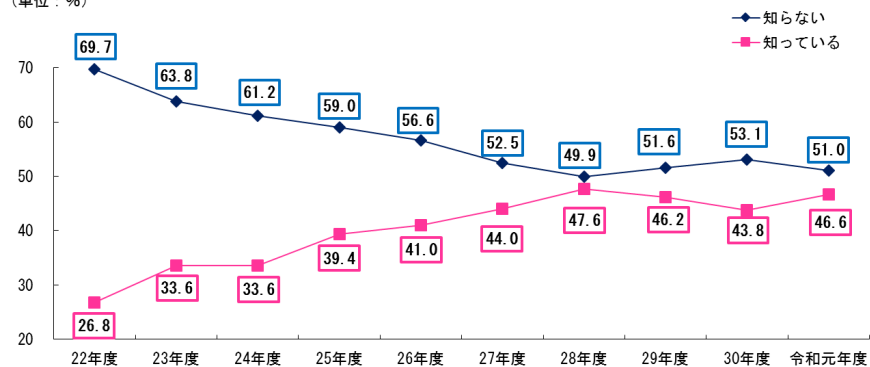


(2) ビューティフル・ウィンドウズ運動

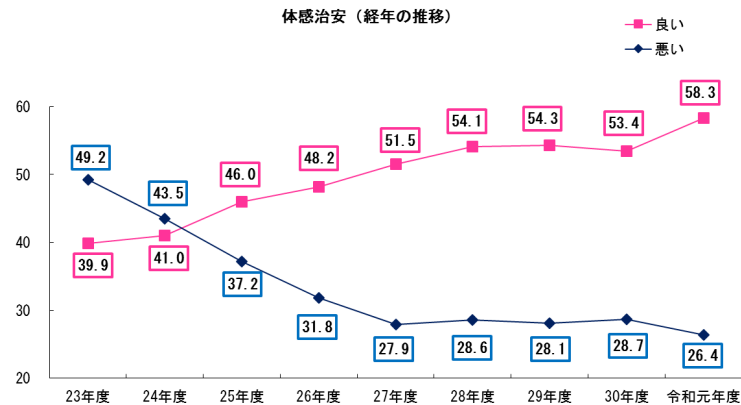
① ビューティフル・ウィンドウズ運動の認知状況【問 32】

「ビューティフルウィンドウズ運動」の認知状況（経年の推移）

(単位：%)



② 区の治安について【問 36】



③ 特に力を入れてほしい治安対策【問 37】 上位 3 つ

	令和元年度	25 年度
防犯カメラなど防犯設備の設置に対する支援	(1) 56.0%	(1) 51.5%
安全に配慮した道路、公園の整備	(2) 41.2%	(3) 42.3%
安全・安心パトロールカーによる防犯パトロール	(3) 38.0%	(2) 43.7%

※括弧内数字は、各年度の順位

(3) 区の取り組みについての重要度【問 48】 上位 5 つ

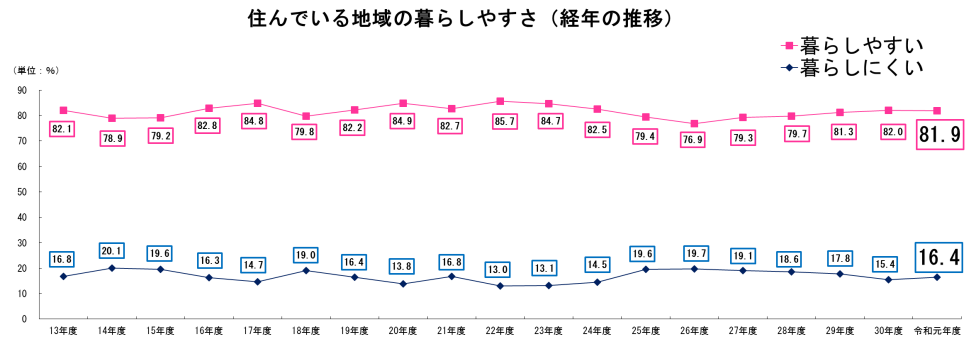
重要度が高いと感じる施策

	令和元年度	25 年度
治安対策（防犯パトロールやビューティフル・ウィンドウズ運動、警察との連携など）	(1) 83.2%	(2) 84.6%
防災対策（防災活動の充実、都市の不燃化など）	(2) 82.0%	(1) 85.4%
資源環境対策（省エネルギー、ごみ処理、リサイクルなど）	(3) 81.8%	(7) 81.1%
交通対策（道路や交通網の整備、交通安全対策など）	(4) 81.7%	(3) 84.0%
子育て支援（保育サービス、子ども医療費助成や子育て相談の充実など）	(5) 81.6%	(8) 80.8%

※括弧内数字は、各年度の順位

(4) 定住性

① 住んでいる地域の暮らしやすさ【問3】

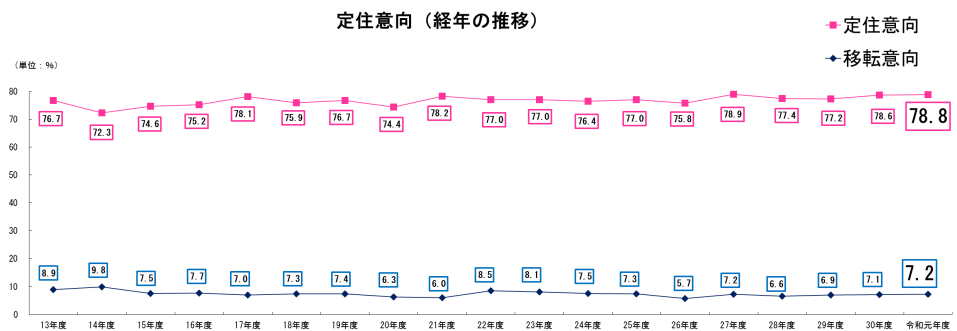


② 暮らしにくいと感じること【問3-1】 上位3つ

	令和元年度	25年度
交通の便が悪い	(1) 45.8%	(2) 42.7%
住民のマナーやルールを守ろうとする意識が低い	(2) 38.8%	(1) 44.0%
買い物がしにくいこと	(3) 32.7%	(4) 25.8%

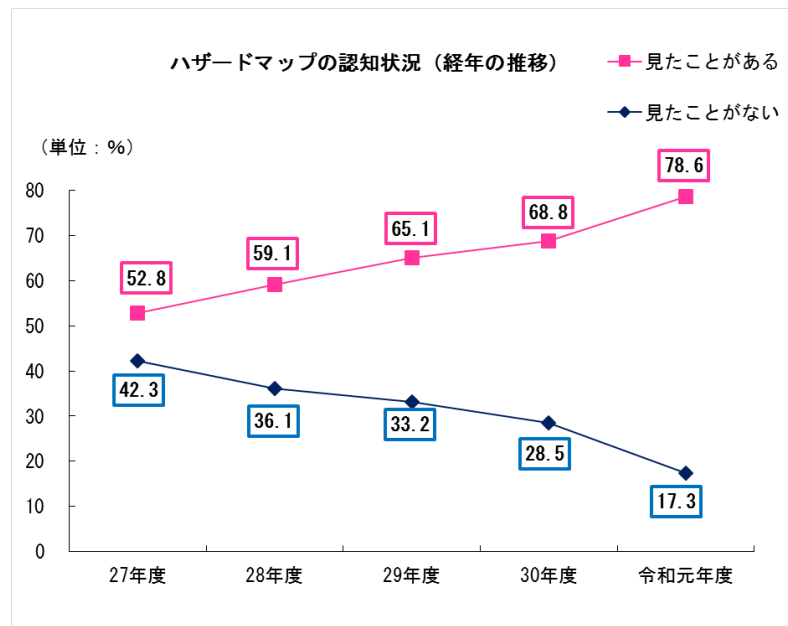
※括弧内数字は、各年度の順位

③ 定住意向【問4】



(5) 洪水対策

① 足立区洪水ハザードマップの認知状況【問 11】



② 河川はん濫による浸水被害の際の対処【問 12】

	避難する	避難しない
区から避難勧告・指示が発令されたとき	77.9%	7.2%
近所の人が避難をしているのを見たとき	55.7%	17.8%
自宅付近が浸水したとき	52.4%	26.4%
数時間後に暴風雨で外出できなくなると見込まれたとき	33.6%	40.1%
足立区に大雨・洪水警報が出されたとき	22.4%	54.2%

③ 荒川がはん濫した際の最初の避難先【問 13】 上位 3 つ

	令和元年度	27 年度
近くの学校や公共施設	(1) 26.7%	(1) 30.8%
自宅の高層階（3 階以上）	(2) 25.1%	(2) 24.6%
近くの高い建物	(3) 17.3%	(3) 15.6%

※括弧内数字は、各年度の順位

(6) 情報発信のあり方

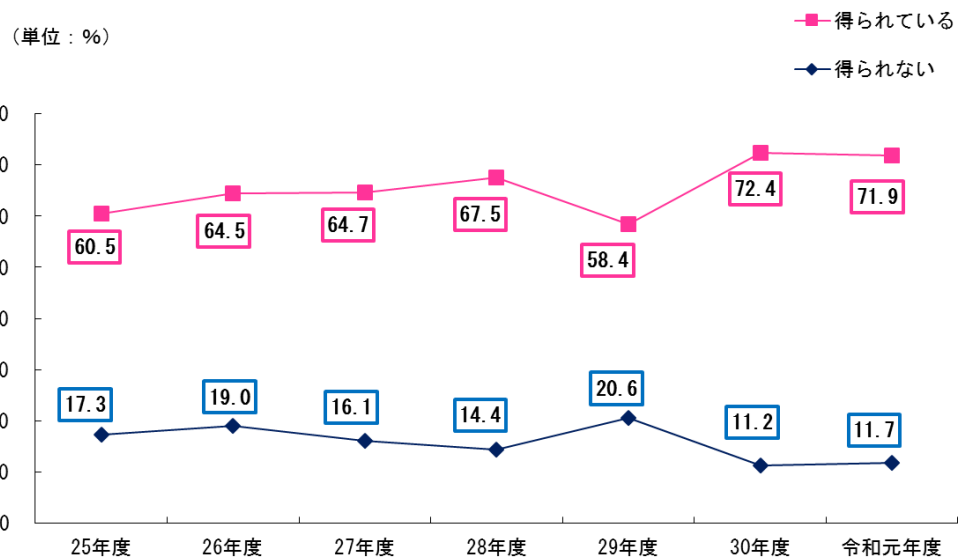
① 区が発信する必要な情報について【問 15】 上位 3 つ

	令和元年度	25 年度
健診や生活支援など健康や福祉に関する情報	(1) 62.5%	(1) 61.7%
災害や気象に関する情報	(2) 59.8%	(3) 52.0%
国保・年金・税などに関する届出や証明に関する情報	(3) 50.9%	(2) 53.8%

※括弧内数字は、各年度の順位

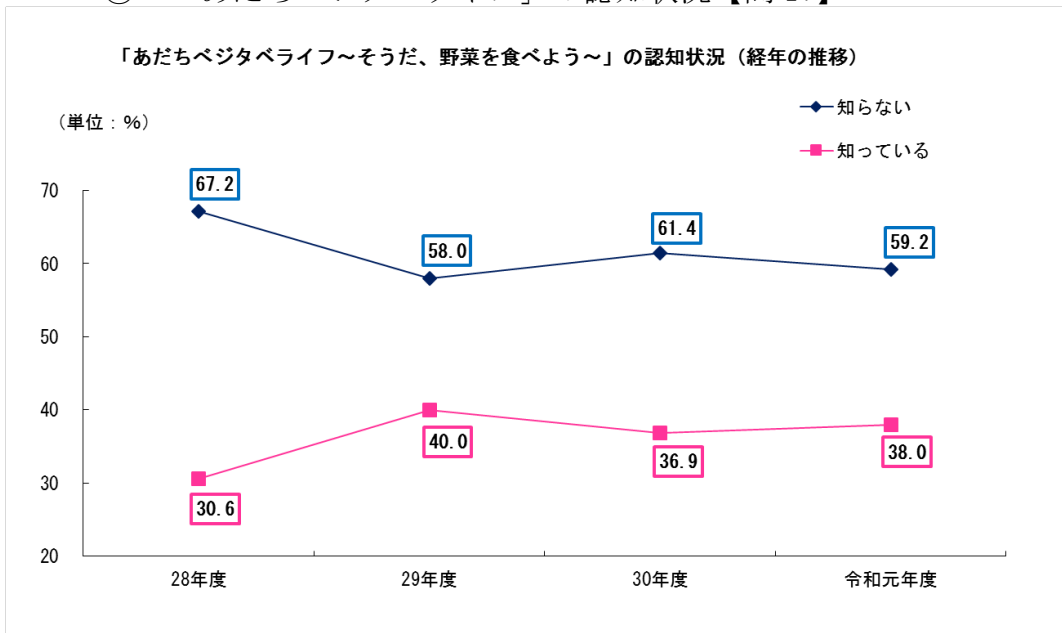
② 必要なときに必要とする区の情報の入手状況【問 16】

必要なときに必要とする区の情報の入手状況（経年の推移）

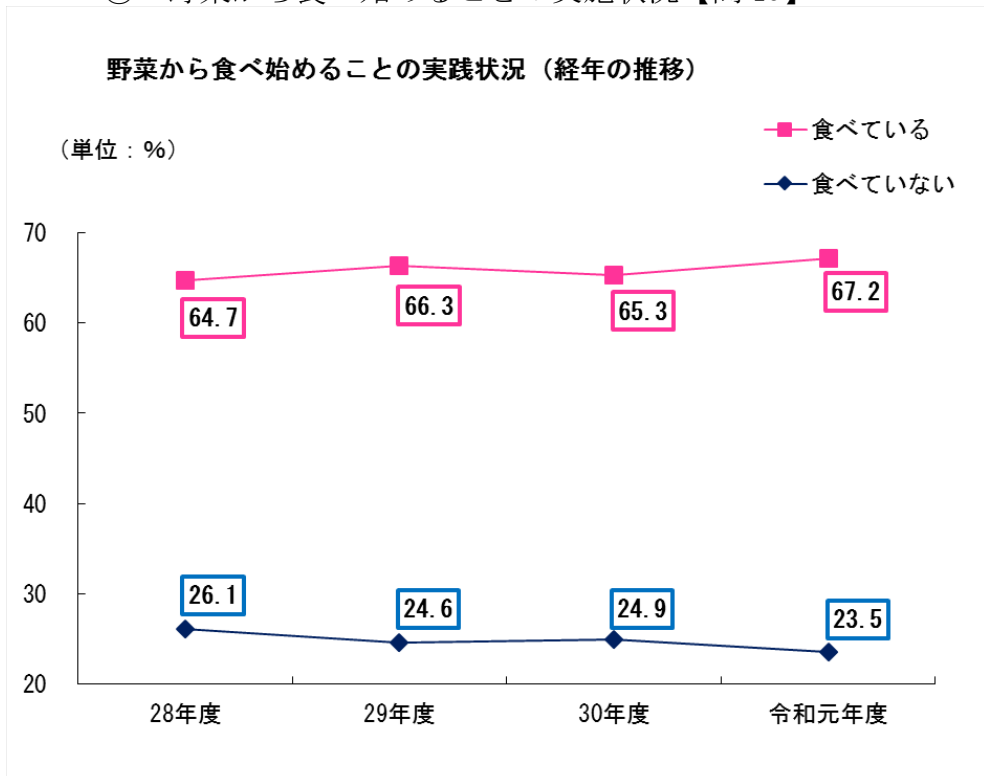


(7) 健康

① 「あだちベジタベライフ」の認知状況【問 17】



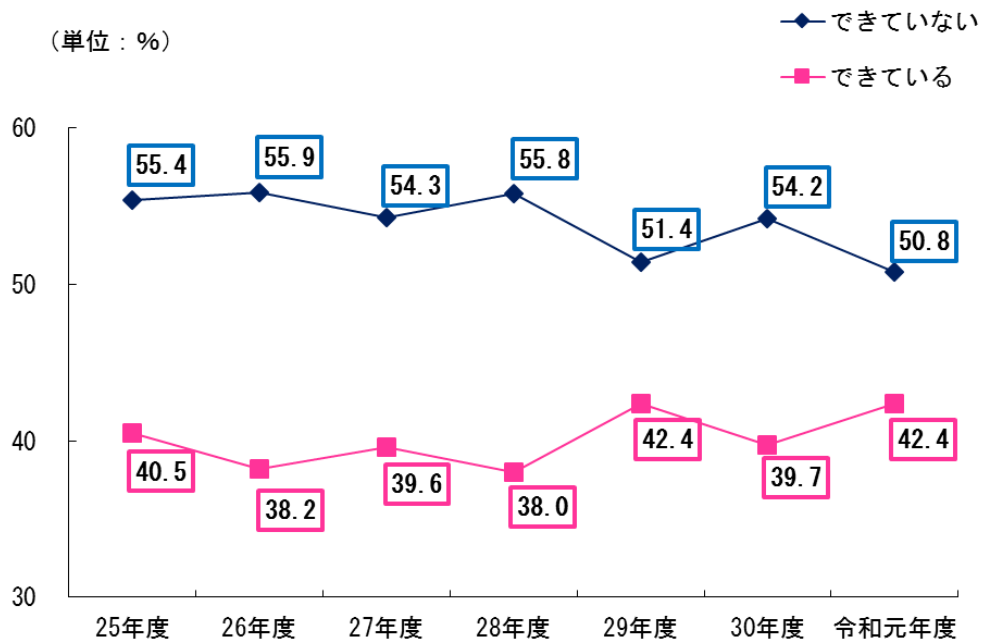
② 野菜から食べ始めることの実施状況【問 19】



③ 1日の野菜摂取量 350g の摂取状況【問 20】

1日の野菜摂取量350g の摂取状況（経年の推移）

（単位：％）



④ 区のがん検診の制度についての意識【問 24】 上位 3 つ

	令和元年度	29 年度
忙しくて、平日は受けられない	(1) 23.7%	(1) 25.7%
自分が対象かどうかわからない	(2) 18.1%	(2) 18.9%
がん検診を申し込む手続きが面倒である	(3) 17.5%	(3) 18.6%

※括弧内数字は、各年度の順位

⑤ 「ゲートキーパー」の認知状況【問 25】

	令和元年度
知っている	14.1%
知らない	83.5%

(8) スポーツ

① 日常的な運動・スポーツの実施状況【問 26】 上位 3 つ

	令和元年度	28 年度
運動・スポーツはしていない	(1) 42.1%	(1) 42.3%
30 分以上の運動を週 2 回以上	(2) 18.0%	(2) 19.1%
週 2 回以上 (時間は問わない)	(3) 13.1%	(3) 11.2%

※括弧内数字は、各年度の順位

② 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、区 の取組みに関心があるもの【問 29】 上位 3 つ

	令和元年度	28 年度
交通網・交通インフラの整備	(1) 23.0%	(1) 25.3%
会場外での観戦 (パブリックビューイングなど)	(2) 13.6%	(5) 12.9%
会場での応援活動	(3) 12.3%	(2) 17.8%

※括弧内数字は、各年度の順位

③ 新たに始めたいスポーツ、文化、ボランティア活動の有無【問 30】

	令和元年度	30 年度
ある	16.2% (△3.0)	19.2%
ない	74.3% (+3.5)	70.8%

(9) 環境

① 環境のために心がけていること【問 39】 上位 3 つ

	令和元年度	23 年度
ごみと資源の分別を実行している	(1) 86.3%	(1) 89.5%
マイバッグを使うなどして、 不要なレジ袋を断っている	(2) 56.5%	(3) 48.7%
節電や節水など省エネルギー を心がけている	(3) 50.3%	(2) 69.6%

※括弧内数字は、各年度の順位

② 食品ロスの認知状況【問 40】

	令和元年度	30 年度
知っている	87.4% (+10.6)	76.8%
知らない	10.8% (△10.5)	21.3%

(10) 協働・協創

① 協創の認知状況【問 46】

	令和元年度	30 年度	29 年度
知っている	15.2% (+2.0)	13.2%	13.0%
知らない	81.7% (△2.6)	84.3%	84.5%

② 協働や協創により事業を進めていると感じているか【問 47】

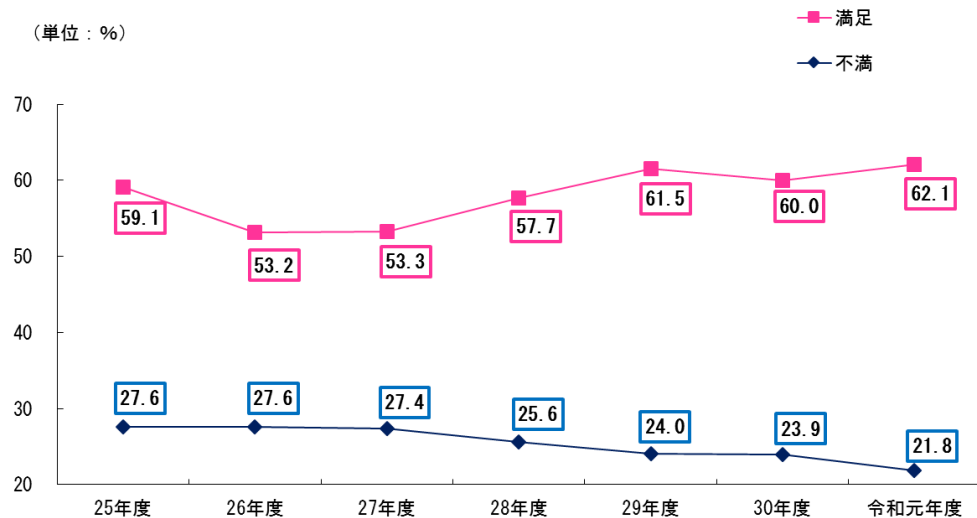
	令和元年度	30 年度	29 年度
そう思う	22.1% (+5.6)	16.5%	15.7%
そう思わない	17.9% (△3.1)	21.0%	13.5%

(11) 区政満足度【問 48】

① 全体

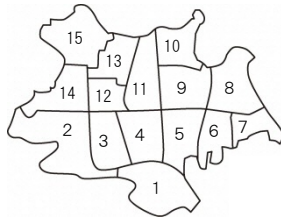
区政全体としての満足度は、2.1 ポイント増加した。

区政満足度（経年の推移）

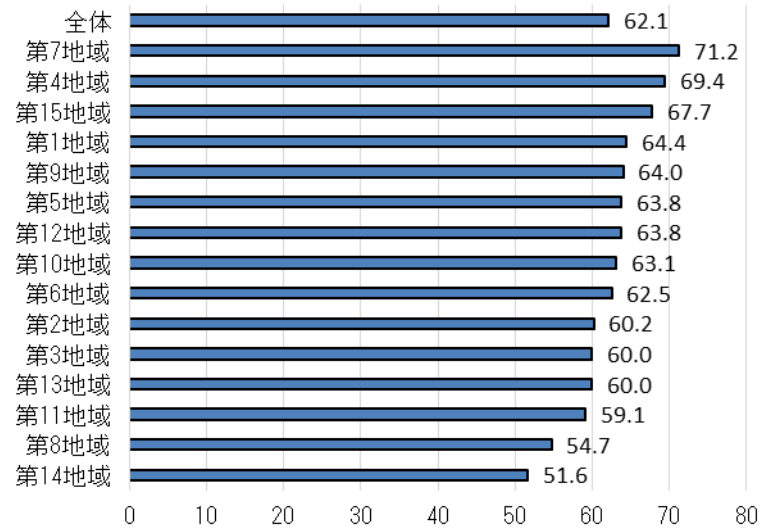


② 地域別

地域区分図



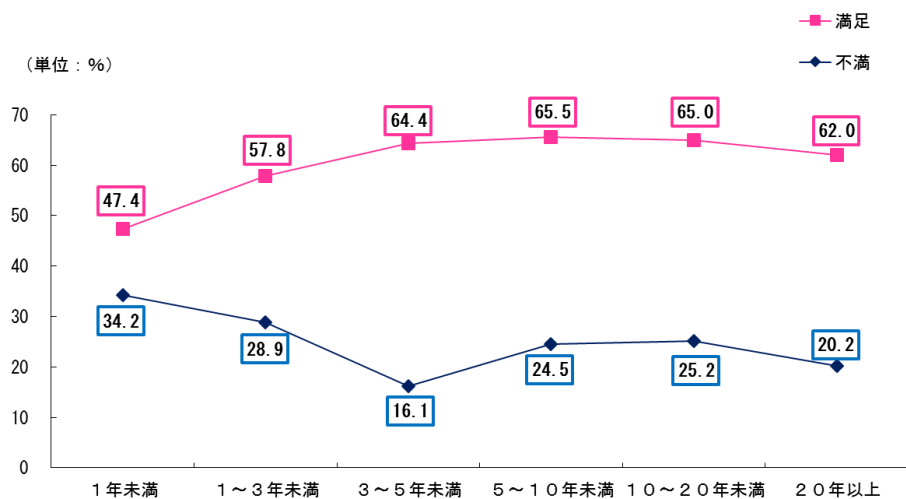
区政満足度（地域別）



(単位：%)

③ 居住年数別

居住年数別／区政満足度



(単位：%)

問題点・
今後の方針

- 1 集計結果の分析と課題の抽出を行い、今後の施策や計画づくりに調査結果を反映させていく。
- 2 令和2年2月末までに調査結果を報告書にまとめる。